

# 国民健康保険広域化 府・市町村共同計画たたき台(概要案)

## 第1章 本計画の位置づけ

『大阪府国民健康保険運営方針』の下位計画として、運営方針にもとづき、大阪府の国民健康保険の根本的課題解決をめざして、府・市町村がともに国保保険者として一体となり進めるべき事項を記載するもの

## 第2章 計画期間等

平成30年度（2018年度）から6年間・運営方針にあわせ3年間で見直し

## 第3章 市町村毎の国民健康保険運営の総括

### (1)これまでの市町村毎の国保運営の振り返り

- 低所得者層が多い現状→保険料率の抑制・減免制度等の対応策を市町村毎に実施…対応しようとした課題は根本的なもの（各市町村に共通）
- 相当数の市町村が、法定外で一般財源を投入…実施市町村としてはやむを得ぬ選択と判断→全市町村で、法定外財源投入の必要がなくなるような状況にしなければならない
- 1人あたり医療費の市町村毎の差の要因について科学的な詳細分析・課題抽出が必要
- 「健康格差」問題・「健康無関心層」への対応などが課題
- 今後の収納率向上のためには…制度理解の促進→納付意識の向上、納付環境の利便性の一層の向上、滞納者の生活再建と組み合わせた取り組みが必要

### (2)全体の総括および広域化後に託された課題

- 従来型の運営では根本的課題の解決は困難→いずれ次のステージに移行する必要
- これまで以上の被保険者・住民の関心～理解～協力が不可欠（社会的連帯感の向上）
- 統一・共通とする取り組みと、各市町村が独自に行う取り組みの相乗効果の必要
- 低所得者層に、従来以上に保険料を負担してもらわなければ保険財政が持続しないという課題→激変緩和だけでは解決できない→様々な取り組みを組み合わせて実施する必要
- 医療費適正化にも、従来になかった取り組み・保険者機能の発揮が必要（ビッグデータ分析・『地域医療構想』の推進等と連動した財政運営=広域保険者（府）の保険者機能、地域づくり・まちづくりと一体となった住民・被保険者の健康づくり=市町村の保険者機能）
- 住民・被保険者の生涯現役促進（健康面・生活面）が、根本課題への抜本策→各市町村の地域包括ケアシステムを広域的なしくみで支援するあり方の構築が必要
- 抜本的な財源シフトと中長期的な財源運用が必要

## 第4章 基本的な考え方

### (1)府・市町村ともにめざすべき将来像

- 新たな価値の創出
- 全被保険者・住民が広域化したことのメリットを享受→制度理解・協力意識の醸成
- 大阪発の改革を全国に波及→社会保障制度全体の次段階の改革へ

### (2)基本目標

- 被保険者・住民の制度理解が進む
- 結果として府内トータルの収納率が向上
- 被保険者の健康面・生活面の向上、医療費適正化等の成果（改善に向けた着実な変化）
- 被保険者の利便性・市町村の事務効率に関して目に見える向上

### (3)取り組みの基本姿勢

- 共同・連携・場づくり
- 各市町村の独自の努力を尊重・良い意味での競い合いの要素も取り入れて全体の底上げ
- 好循環・相乗効果の創出

## 第5章 具体的施策

### (1)保険料・減免・激変緩和措置に関すること

- 各市町村の激変緩和計画に沿った取り組み内容等の共有…統一保険料への道筋の「見える化」
- 減免について

各市町村において、独自減免を施策レベルの視点で目的・有効性・効率性等につき見直し

↓

- ①市町村の施策再構築 または②大阪府国保全体の課題として協議の場への提起
- 府・市町村の共同の激変緩和措置；府・市町村で協議が調い、相互間協定を締結することを前提に行うことができる（激変緩和の方法の共通化・財源を府が全体調整）

### (2)インセンティブのしくみ

- 1人あたり医療費の市町村差の要因分析、標準収納率の設定が高い市町村のインセンティブ上の配慮等の検討
- 交付財源については、市町村の裁量のなかで、好循環の創出に資する活用を行う

### (3)広域化メリットを活かす大阪独自の取り組み

取り組み	広域化メリット
健康マイレージの広域展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>  府内広域に展開する事業者と提携しポイントの魅力向上</li> <li>  各市町村独自のポイント事業との連携</li> </ul>
広域と市町村単位の相乗効果による健康づくり・医療費適正化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>  健康づくりへの意識・行動変容プログラムの全府的推進</li> <li>  広域保険者機能；『地域医療構想』等と連動した財政運営</li> <li>  中核市保健所による周辺の市町村支援</li> </ul>
生涯現役促進施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>  広域事業者との連携協定・6次産業等自治体間調整・高齢者等人材バンクシステムなどのインフラを広域で整備</li> </ul>
調査分析事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>  学術研究機関と連携した大量データ分析等による課題把握</li> </ul>
研究教育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>  社会保障に関する啓発を府内全域で展開・教育との連携</li> </ul>
各市町村支援・業務一元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>  支援体制の構築により全市町村でのサービス・事務の向上</li> <li>  可能な限りの業務一元化でサービスの向上・事務費縮減</li> </ul>
協議の場・府内一体の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>  府・市町村が英知を結集し改革にあたる場と動きの創出</li> </ul>

### (4)基金の設置

- 府・市町村が共同で取り組む事業にかかる財源調整のため、相互間協定の締結を前提に、新たな基金を大阪府に設置することを視野に入れたしくみを検討

#### ○ルール化事項：

- | 市町村毎の積立額の決定
- | 市町村毎の積立額とその財源内訳、基金に対する債権債務状況の管理・公表
- | 債務に関する償還期限と償還計画の基準、債権に関する返還請求ルールと返還可能時期
- | 基金繰入ができる共同事業の要件

- インセンティブのしくみの制度運用においても、基金を活用（中期的な事業実施等を想定）

## 第6章 進行管理

- 毎年度、進捗状況につき協議の場での議論、府運営協議会への報告を経て取りまとめ公表
- 重要な影響を与える取り組みを行うにあたっては、相互間協定を締結
  - | 相互間協定締結事項の指針を整備（平成30年度内）
  - | 相互間協定締結に際しての意思決定ルールを確立